

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年1月20日

愛知県競馬組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

1 貸付物件

今回の貸付物件は、別表1「貸付物件一覧」のとおり。

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項第1号から第6号までのいずれにも該当しない者（いずれかに該当した者であって、その事実があった後3年を経過した者を含む。）であること。
- (3) 県が実施する自動販売機の設置を目的とする公有財産の貸付に係る一般競争入札参加者に必要な資格に関する告示（平成21年3月6日付け愛知県告示第149号）に定める資格をすべて満たすこと。
- (4) 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を置いていること。
- (5) 入札公告の日から落札決定までの間、愛知県から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 入札公告の日から入札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（愛知県知事等・愛知県警察本部長、平成24年6月29日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

3 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、愛知県競馬組合が設置事業者に対し、行政財産である建物（又は土地）の一部を賃貸する方法により行います。

(2) 貸付期間

令和7年3月15日から令和12年3月14日までの5年間とし、貸付契約の更新は認めない。【借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約】

(3) 貸付料

毎月の自動販売機の売上金額に、入札書に記載された提案貸付利率を乗じた金額をもって貸付料とする。

【貸付料（1円未満切捨て）＝毎月の売上金額×提案貸付率】

(4) 必要経費

自動販売機の設置、維持管理、撤去等に要する経費負担については、次のとおりとする。

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等はすべて設置事業者の負担とし、その方法については組合の指示に従うこと。

イ 電気使用料についても設置事業者の負担とします。設置事業者において、適正な規格品である計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を組合が指定する期限までに全額納入すること。

また、消費電力量については、毎月自動販売機の売上実績とともに報告すること。

電気使用料の算出方法は次のとおりとする。

【電気使用料（1円未満切捨て）＝当組合の電力料金単価×消費電力量＋消費税及び地方消費税額】

ウ 電気工事及び水道工事等が必要となる場合や設置にかかる工事の実施及び実費用負担は、設置事業者の負担とする。

(5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

ア 別表1【貸付物件一覧】で示す外形寸法を超えないものとし、転倒防止対策を行うこと。

イ 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

ウ 新旧500円硬貨及び新旧1,000円紙幣が使用できること。またキャッシュレス対応可とする。

エ 利用者に使いやすく開発されたユニバーサルデザインの機械の積極的な導入に努めること。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を組合が定める期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 自動販売機の管理を第三者に委託する場合は、組合に報告すること。

エ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、組合と協議の上行うこと。

オ 販売品目は、冷・温の清涼飲料水とし、酒類の販売は認めない。なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、組合と協議を行うこと。

カ 自動販売機の販売価格は、標準小売価格以下とすること。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

ア 設置事業者は、自動販売機を設置する際、床や壁等を傷つけないよう適切な養生を実施すること。

イ 契約期間が満了または契約が解除された場合は、速やかに原状を回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を組合に請求することはできない。

(9) その他

貸付契約は入札参加者名義で行うこと。また契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止またはこれに準ずる措置を受けた場合は、原則として契約を締結しない。

4 入札参加資格確認申請の日時及び場所

(1) 日時

令和7年1月20日（月）から 令和7年2月3日（月）まで

(2) 場所

組合へ持参又は郵送

(3) 提出書類

①入札参加資格確認申請書 1部

②契約実績一覧表（入札公告の日から過去3か年以内に、国、地方公共団体に、自らが管理・運営する飲料の自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写しの何れか）

③国税及び県税の未納がないことの証明書

（ア）国税について

a 法人・・・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書
（その3の3 未納のないことの証明）

b 個人・・・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書
（その3の2 未納のないことの証明）

（イ）県税について（愛知県の県税事務所が発行する納税証明書）

a 法人・・・「法人事業税」、「法人県民税」及び「自動車税」の未納の税額がないこと用

b 個人・・・「個人事業税」及び「自動車税」の未納の税額のないこと用
※証明書類は、原本を確認できれば、写しの提出も可能です。

④愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を置いていることがわかる書類（パンフレット等）

(4) 郵送による申請の場合

次の宛先に郵送してください。なお、郵送により入札参加資格確認申請を行う場合は、令和7年2月3日（月）必着とします。

〒498-0065 弥富市駒野町1番地

愛知県競馬組合 総務部 総務広報課 会計係

※封筒(表)に「入札参加資格確認申込書在中」と朱書きしてください。

5 入札執行の方法

(1) 入札書の提出方法

二重封筒（内封筒および外封筒）による提出とし、「一般書留」または「簡易書

留」のどちらかにより愛知県競馬組合総務広報課会計係へ郵送とする。普通郵便、メール便、特定記録郵便、持参などその他の方法による提出は受け付けない。入札書の到達期限を過ぎて到達したものについては受け付けない。

(2) 入札書の到着期限

令和7年2月17日(月)

(3) 提出場所

〒498-0065

愛知県弥富市駒野町1番地

愛知県競馬組合 総務広報課会計係 到着

(4) 開札の日時

令和7年2月18日(火) 午前10時

開札にあたり、入札参加者の立会いはできないこととし、入札事務に関係のない組合職員が開札に立会うこととする。

(5) 入札保証金

免除

(6) 入札利率

物件の貸付料(以下「貸付料」という。)は、貸付物件に設置の自動販売機の売上金額に貸付利率を乗じて得た金額とするため、見積もった貸付利率を入札書に記載すること。ただし、この利率を売上金額に乗じて得た金額には消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

(7) 落札者の決定方法

ア 落札者は、競争参加資格等の要求要件をすべて満たし、組合の最低提案貸付利率以上の最高率を提示した者に決定する。落札結果は同日行われる入札がすべて終了した後、電話等で落札者に通知する。通知後、落札者及び落札金額をホームページにて公表する。

イ 落札者となるべき者が二者以上あるときは、入札書に記載された任意のくじ用数字を用いて、くじにより落札者を決定する。

くじの方法

① 入札参加者は、あらかじめ入札書にくじ用数字を記入させる。無記入の場合は「999」とする。

② 同価格の入札をした者を書留番号(11桁)の下4桁の小さいものから順に番号(0、1、2・・・)を付与する。

③ 同価格の入札をした者が記入したくじ用数字の合計を同価格の入札をした者の数で除し、余りの数字と(2)で付した番号が一致した者を落札者とする。

ウ 開札の結果、最低提案貸付利率に達する入札のない場合は、再度入札を行う日時(1回目の開札日の概ね7日後以内)及び1回目の有効な最高提案貸付利率を、応札した者にファックスにより通知する。開札日の前日(前日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は、その日の前日とする)までに、1回目の入札と同様の方法で入札者は入札書を提出する。ただし、1回目の入札が無効・失格となった入札者は再度入札には参加することができないこととし、その旨ファックスにより通知する。なお、再度入札は原則として1回を限度とする。

6 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがある。

7 契約の締結

- (1) 別紙契約書により、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。
- (3) 貸付契約は申込者名義で行う。

8 売上状況等の報告

本件自動販売機の売上状況を下記の内容により報告すること。

(1) 内容

設置場所	本数 (本)	売上金額 (円)

(2) 期限

区分	報告期限
1 か月ごと	毎月末

9 貸付料の納付

貸付料は、組合の発行する納入通知書または請求書により、指定する期限までに全額納入すること。また、既に納付した貸付料は返還しない。

10 契約保証金

免除

11 その他

自動販売機を設置する前に設置しようとする機器(使用済み容器の回収ボックスを含む。)のカタログ及び配置図を提出すること。

12 問い合わせ先

(仕様に関して)

〒498-0065 弥富市駒野町1番地
愛知県競馬組合 総務部 総務広報課 (担当 能勢)
電話番号 0567-69-7280 (直通)
FAX 0567-69-8525

(入札に関して)

〒498-0065 弥富市駒野町1番地
愛知県競馬組合 総務部 総務広報課 (担当 中澤)
電話番号 0567-69-7281 (直通)
FAX 0567-69-8525